平成２９年（フ）第４０２７号
東京都世田谷区上馬１丁目34―19―208
債務者　高山　直也
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　優仁
4　破産債権の届出期間　平成29年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年７月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３７号
神戸市長田区北町２丁目38―１―３Ｂ、住民票上の住所神戸市長田区高取山町２丁目10番13号
債務者　真田　賢一
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　崔　　舜記
4　破産債権の届出期間　平成29年７月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月29日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１２号
大阪府枚方市伊加賀寿町18番２号
債務者　東　　久美
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明子
4　破産債権の届出期間　平成29年６月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月24日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1547番地
債務者　國本　道哉
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人河本・森法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成29年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月８日午前10時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年８月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４号
兵庫県たつの市揖保川町原748番地３
債務者　田中鉄工所こと　田中　秀樹
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中上　幹雄
4　破産債権の届出期間　平成29年７月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月22日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年８月３日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第３１号
広島県竹原市東野町305番地
債務者　惠美　清美
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　晃志
4　破産債権の届出期間　平成29年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月13日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年８月21日まで
広島地方裁判所呉支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４３号
秋田県横手市雄物川町今宿字下鶴田80番地３
下鶴田団地Ｅ－４号棟
債務者　沼倉　弘子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第５１号
茨城県つくば市みどりの２丁目４番地３　希103号、前住所茨城県つくば市みどりの１丁目62番地６　リノ・ヴィラージュＣ棟202号
債務者　福本絵梨香（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第４０号
新潟県長岡市豊１丁目６番14号
債務者　阿部　ミツ
1　決定年月日時　平成29年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第６９号
茨城県土浦市烏山２丁目530番地304
債務者　飯田　頌平
1　決定年月日時　平成29年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１２５号
埼玉県川口市芝中田１丁目１番20号
債務者　平野　一茂
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４５９号
さいたま市中央区上峰２丁目12番17号　ＬＡＮＤ　ＣＩＴＹ　103
債務者　芳賀　沙姫
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２４１号
埼玉県春日部市上蛭田130番地１　エトワールＳＴ202号、旧住所埼玉県春日部市南中曽根352番地　オリンピアヒルズ豊春201
債務者　武藤　清子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２４７号
埼玉県草加市稲荷５丁目１番37号　クリザンテ稲荷101号
債務者　豊田　朝光
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係